

前期チューターになる学生の皆様

前期チューター制度の活用を予定する留学生受入教員の皆様

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた  
2021 年度前期チューター制度実施について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2021 年度前期チューター制度実施に係る留意事項を下記のとおりまとめましたので、チューターになる学生におかれては、下記の事項に十分留意しながら留学生へのチューター支援を実施してください。

記

【チューターの開始にあたって】

2021 年 3 月現在、政府による入国制限・入国後の隔離措置等により、留学生の渡日時期・学生宿舎への到着時期が遅れる可能性があります。このため、留学生の渡日時期等については、留学生の指導教員等に事前に確認するようにしてください。

【チューター説明会開催の中止について】

例年 3 月下旬に開催しているチューターを対象としたチューター説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止します。

説明を予定していた内容については、動画にて配信します。詳細は別添「チューター説明会中止（動画配信）のお知らせ」を参照願います。

【渡日予定であった留学生の渡日が延期になった場合】

留学生の渡日が延期になった場合でも、留学生本人や留学生の指導教員の必要に応じ、メールのやりとり等オンラインでチューター支援を行う場合（例：オンライン授業受講に係るサポート等）には、チューター業務として報告することを可とします。

ただし、留学生の渡日延期に伴い、入学時期が延期される場合または入学辞退となる場合については、たとえオンラインにてサポートした場合でも、報告不可となります（筑波大学に所属していない者への支援となるため）。このため、オンラインでチューター支援を予定する場合、チューターの学生においては、「実施願」を作成する際に当該留学生の指導教員に「オンラインでのチューター支援の必要性及び支援対象の留学生の学籍発生の有無」を必ず確認してください。

なお、渡日が延期になった留学生のオンラインサポート時間については、当該留学生の渡日が実現した際に、生活立ち上げ支援についても実施できるよう、時間配分（上限 40 時間）には十分留意してください。

留学生が渡日できず、実施報告書にサインをもらうことができない場合には、留学生より渡日できない旨をメールに記載のうえ送信してもらってください。そのメール文の写しをサインの代わりとしますので、実施報告書に添付してください。

【当初 2020 年度にチューター支援を予定していた外国人留学生が年度内に渡日できず、2021 年度に渡日が実現する場合】

2020 年度に上限 40 時間分チューターを実施していない場合には、その残時間において、2021 年度にチューターを実施することが可能となります。

(例) 2020 年度オンライン授業を海外で受講するにあたり、チューターから履修登録の補助などオンラインにてチューター支援を 10 時間分受けた外国人留学生の場合、2021 年度に渡日が実現し、日本での生活の立ち上げ支援等のためにチューター支援を受けることが可能となる時間としては最大 30 時間 (40 時間-10 時間) となる。

#### 【その他】

対面で支援する際はマスクの着用を徹底する等、常に感染拡大防止を念頭におきながらチューター支援を実施してください。

質問・不明点がある場合は、下記の問い合わせ先、もしくは留学生の所属する対応エリア支援室学生支援担当にお問い合わせください。

【チューターに関する問い合わせ】

学生交流課 (留学生支援)

[isc-shien@un.tsukuba.ac.jp](mailto:isc-shien@un.tsukuba.ac.jp)